



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年 5月20日火曜日 第1965号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 565

告 示

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低
限度額及び最高限度額の一部改正..... 566
- 愛媛県議会の職員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例
第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... 567
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 568
- 大規模小売店舗の新設の届出の取下げ..... 568
- 保安林予定森林..... 568
- 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 569
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 571
- 土地改良区の定款変更の認可..... 571
- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（5件）..... 571
- 道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）..... 571

公 告

県内中学校校内LAN用端末機の借入れ..... 572

公 営 企 業 訓 令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令..... 573

雑 報

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示..... 573

正 誤

- 平成20年3月31日付け第1950号外4愛媛県規則第26号（児童福祉
法施行細則等の一部を改正する等の規則）中..... 574
- 平成20年3月31日付け第1950号外4愛媛県訓令第2号（愛媛県庁
事務決裁規程の一部を改正する訓令）中..... 574
- 平成20年3月31日付け第1950号外4愛媛県訓令第3号（愛媛県地
方局処務規程の一部を改正する訓令）中..... 574
- 平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県規則第28号（愛媛県職
員の職の設置規則の一部を改正する規則）中..... 574
- 平成20年3月31日付け第1950号外5愛媛県訓令第10号（組織改正
に伴う関係訓令の整理に関する訓令）中..... 574
- 平成20年4月1日付け第1951号愛媛県人事委員会規則7 1060（
職員の特種勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規
則）中..... 574

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第40号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,366,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活</p>	<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,326,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活</p>

に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり510,000円以内とする。

エ・オ 省略

7～10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,700円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,500円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,300円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり14,400円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円以内

カ 大工 1人1日当たり15,700円以内

キ 省略

ク とび職 1人1日当たり15,200円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり500,000円以内とする。

エ・オ 省略

7～10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とする。

ウ 省略

12 省略

別表2（第11条関係）

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,000円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,400円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,500円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり14,600円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,800円以内

カ 大工 1人1日当たり15,500円以内

キ 省略

ク とび職 1人1日当たり15,700円以内

(2)・(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第811号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成20年5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,414円	13,511円	20歳未満	4,229円	13,467円
20歳以上25歳未満	4,967円	13,511円	20歳以上25歳未満	4,847円	13,467円
25歳以上30歳未満	5,827円	13,721円	25歳以上30歳未満	5,744円	13,467円

30歳以上35歳未満	6,500円	16,392円
35歳以上40歳未満	7,006円	20,072円
40歳以上45歳未満	7,273円	22,646円
45歳以上50歳未満	7,035円	24,157円
50歳以上55歳未満	6,569円	24,380円
55歳以上60歳未満	5,912円	23,892円
60歳以上65歳未満	4,550円	21,110円
65歳以上70歳未満	4,090円	14,353円
70歳以上	4,090円	13,511円

30歳以上35歳未満	6,478円	16,245円
35歳以上40歳未満	7,062円	20,084円
40歳以上45歳未満	7,223円	22,591円
45歳以上50歳未満	6,973円	23,941円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,164円
55歳以上60歳未満	5,843円	23,928円
60歳以上65歳未満	4,539円	21,164円
65歳以上70歳未満	4,100円	14,608円
70歳以上	4,100円	13,467円

○愛媛県告示第812号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成20年5月20日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,960円</u> を超えるときは、 <u>104,960円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,590円</u> を超えるときは、 <u>104,590円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,930円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>56,930円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,710円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>56,710円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,480円</u> を超えるときは、 <u>52,480円</u> ）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,300円</u> を超えるときは、 <u>52,300円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>28,470円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき	月額 <u>28,360円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、

き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,470円以下であるときに限る。）。	介護に要する費用として支出された額）
---	--------------------

き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。）。	介護に要する費用として支出された額）
---	--------------------

○愛媛県告示第 813 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
南久米ショッピングセンター
松山市南久米町538 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社フジ
松山市宮西一丁目2番1号
代表取締役 尾崎 英雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年12月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,894平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
79台
イ 駐輪場の収容台数
56台
ウ 荷さばき施設の面積
55平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
19.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後10時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで

2 届出年月日

平成20年 4月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 814 号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成20年3月愛媛県告示第350号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成20年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大 規 模 小 売 店 舗		取 下 年 月 日
名 称	所 在 地	
ヤマダ電機テックランド大洲店	大洲市徳森字宮方319-1 外	平成20年 5月7日

○愛媛県告示第 815 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町福浦1113、1529
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 816 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年 4月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 5月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)		法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)	法第 2 条 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(令 第 5 条に 規定 する 団体 に限 る。)

		に貸し付ける場合		5条に規定する団体を除く。に貸し付ける場合	定する団体を除く。に貸し付ける場合		に貸し付ける場合		5条に規定する団体を除く。に貸し付ける場合	定する団体を除く。に貸し付ける場合	
1・2	省略										
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘	年1分5毛	年1分2厘5毛	年5厘	年5厘	
4～6	省略										
7	漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金		同上		年4厘	年4厘			同上	年5厘	年5厘
8	省略										

○愛媛県告示第 817 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年 5 月20日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 中 孝	四国中央市土居町天満587番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大久保 繁 男	四国中央市土居町天満2662番地

○愛媛県告示第 818 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 819 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・饒地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・饒地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 5 月21日から 6 月17日まで
- 縦覧場所
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 820 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・二神地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・二神地区）計画書の写し
- 縦覧期間

平成20年 5 月21日から 6 月17日まで

- 縦覧場所
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 821 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水設備整備事業・二神地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用排水設備整備事業・二神地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 5 月21日から 6 月17日まで
- 縦覧場所
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第 822 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・斉院樋堰地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・斉院樋堰地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 5 月21日から 6 月17日まで
- 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 823 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・庄地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業・庄地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 5 月21日から 6 月17日まで
- 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第 824 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字外ヶ浦甲754番 4 から 同町北灘字外ヶ浦甲753番15まで	旧	メートル 5.3 ~ 15.1	キロメートル 0.179	
			新	10.1 ~ 15.1	0.179	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 5 月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県立学校校内 LAN 用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
県立学校校内 LAN 用端末機一式（サーバー式、パーソナル
コンピューター式、周辺機器一式、ソフトウェア式、搬入、
据付、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成20年11月 1 日から平成26年10月31日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当
該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額
に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも
のとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税
及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか
を問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額
を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20年度、
平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に
参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する
もの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規
定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されてい
ることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者で
あること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場
所及び問い合わせ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 - 2951

- (2) 入札書の受領期限
平成20年 7 月16日（水）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成20年 7 月16日（水）午前10時
愛媛県庁第二別館 5 階第 4 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から
第 137 条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、
この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付
して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効
とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者
であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成され
た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行
ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer
Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for
the Prefectural School LAN(Local Area Network),1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 16 July 2008
- (3) For further information, please contact: Facilities Administration
Section, High School Education Division, Guidance Department,
Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho,

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第3号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 5月20日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2（第4条関係） 管理者の権限に属する事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			管 理 者	局 長	課 長				管 理 者	局 長	課 長	
総 務 課	1～7 省 略					総 務 課	1～7 省 略					
	8 服務に 関する事 務	1・2 省略					8 服務に 関する事 務	1・2 省略				
		3 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。										
		(1) 局長に係るもの		—								
	(2) (1)以外のもの			—								
	9～14 省 略					9～14 省 略						
	省 略					省 略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

理容師国家試験及び美容師国家試験に関する公示

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、第18回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成20年 5月20日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

1 試験期日

- (1) 理容師実技試験 平成20年 7月28日（月）
- (2) 美容師実技試験 平成20年 7月21日（月）から
- (3) 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成20年 9月 7日（日）

2 試験地

愛媛県

3 試験会場

- (1) 理容師実技試験
松山市一番町一丁目1番1号
国際トータルビューティカレッジ
- (2) 美容師実技試験
松山市小栗六丁目1番26号
愛媛県美容専門学校
- (3) 筆記試験
松山市文京町3番
愛媛大学 工学部講義棟

4 受験願書の配布場所

松山市本町七丁目2番地

愛媛県本町ビル 2階
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

5 受験願書の提出先
 〒790 0811 松山市本町七丁目 2番地
 愛媛県本町ビル 2階
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

6 受験願書の受付期間
 平成20年 6月 9日(月) から平成20年 6月13日(金)までの午前10時から午後 4時まで

7 詳細についての問い合わせ先
 〒790 0811 松山市本町七丁目 2番地
 愛媛県本町ビル 2階
 財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所
 電話 089 924 0804
 F A X 089 989 1333

正 誤

○正 誤

平成20年 3月31日付け第1950号外 4 愛媛県規則第26号(児童福祉法施行細則等の一部を改正する等の規則)中

ページ	箇所	誤	正
6	改正後欄 上から15行 目、16行目	(7)の3 法第29条第8項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関する <u>こと。</u>	(7)の2 法第29条第8項の規定に基づく有料老人ホームに対する改善命令に関する <u>こと。</u>

○正 誤

平成20年 3月31日付け第1950号外 4 愛媛県訓令第2号(愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
64	改正後欄 別表第8(第4条関係) 7 採石法の施行に関する事務	<u>10</u>	<u>2</u>

○正 誤

平成20年 3月31日付け第1950号外 4 愛媛県訓令第3号(愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
114	改正前欄 下から11行 目、12行目		(3) 農業構造改善事業推進資金融資事業のしゅん工認定に関する <u>こと。</u>
114	改正後欄 下から7行目	(4)	(3)の3

○正 誤

平成20年 3月31日付け第1950号外 5 愛媛県規則第28号(愛媛県職

員の職の設置規則の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
44	附則中	附 則 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。	附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○正 誤

平成20年 3月31日付け第1950号外 5 愛媛県訓令第10号(組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令)中

ページ	箇所	誤	正
177	改正前欄 様式第1号	収入証紙ちよう付済証 取扱者印	収入証紙ちよう付済証 取扱者印
177	改正前欄 様式第2号	土木事務所長 ㊟	地方局長 ㊟
177	改正後欄 別記様式(第8条関係)副 申書	土木事務所長 ㊟	土木事務所長 ㊟

○正 誤

平成20年 4月 1日付け第1951号愛媛県人事委員会規則 7 1060(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
411	第1条 改正後欄 上から3行目	並びに地方局部長及び支局長	並びに地方局部長及び支局長
411	第1条 改正前欄 上から3行目	及び地方局部長	及び地方局部長
418	改正前欄 上から11行目 及び12行目	今治地方局健康福祉環境部環境保全課長	今治地方局健康福祉環境部環境保全課長
418	改正前欄 上から13行目 及び14行目	宇和島地方局健康福祉環境部環境保全課長	宇和島地方局健康福祉環境部環境保全課長
419	第3条 改正後欄 下から4行目	家畜病性鑑定所	家畜病性鑑定所
420	改正前欄 上から26行目	保育専門学校長	保育専門学校長